

▶ 理論編

✔ POINT!

■テキスト

テキストは、基本事項から応用、未出論点まで丹念に記載するとともに、重要判例・先例なども網羅し、判例六法などを手元に置くことなく学習できる「オール・イン・ワン」テキストです。

過去に出題された論点や判例・先例には、過去問の出題年度、問題番号、肢番号を本文中に記載しているので、復習に役立てることができます。

2 代理権授与の表示による表見代理

(代理権授与の表示による表見代理)

第 109 条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(1) 趣旨

109 条は、権利外観法理に基づくものであるが、禁反言の原則にも基づくものである。

(2) 要件

① 代理権を与えた旨を表示したこと。

✔ POINT!

■トレーニング

トレーニングは上級総合本科生・上級本科生に含まれる択一式対策講座【理論編】の講義復習用の一問一答問題集です。

テキストに完全対応しているので講義受講後すぐに確認ができ、各問題には根拠条文・判例・先例のほか、過去問の出題年度、問題番号、肢番号、さらにテキストの参照ページを記載していますので、効率よく復習することができます。

2 代理

2-1 代理一般

□□□ 1 A の代理人である B は、A のためにする意思をもって C に対し物品甲を売却したが、その際、売買契約書の売主署名欄に A の氏名のみを記載し、自己の氏名を記載しなかった。この場合において、契約書に A の氏名だけを記載することを A が B に許諾しており、C も契約書に署名した B ではなく A と契約する意思を有していたときは、B がした意思表示は、A に対して効力を生ずる。

□□□ 2 相手方が、代理人が代理権があることを知り、又は知ることができたときは、本人に対して当該行為の効力を生ずる。

○
(大判大9.4.27)
民 1 P37
【H22-5-エ】

×
(100 条ただし書、
80 条ただし書)

名義や商号を使用することを他人に許容した場合に、その行為は本人の行為とみなされる。

231 と同裁判所の責任

「部」と名付けられ、裁判所庁舎の一部を使用し、東京地方裁判所厚生部は、東京地方裁判所の一部局とされており、東京地方裁判所当局が同部の事業の継続判所は、「厚生部」のする取引が自己の取引であるかとするため、善意・無過失の相手方に対し、「厚生部」であればならない（最判昭 35.10.21）。

所有の不動産について抵当権設定契約を締結し、A が白紙委任状等の書類を交付して登記手続を委任し行使しても差し支えない趣旨でこれを交付したものに交付し、C が当該書類を濫用して A 代理人名義で抵当権設定契約を締結したときは、A は、109 条の「第三者に表示した者」に該当しない（最判昭 39.5.23）。
109 条は、法定代理には適用され

▶ 実践編

✔ POINT!

■一問一答編・5肢択一編

【実践編】で使用する教材は、【理論編】で学習した内容を短時間で解くための科目別一問一答問題解説集(多彩な図表を用い出題予想論点の総まとめ、横断整理を行う解説を含む)と、5肢択一式の実践的な問題演習を行う5肢択一式問題解説集に分かれています。

択一式対策講座【実践編】民法

No. 23 [H15-4-改]

☐ 補助人は、家庭裁判所の審判により、特定の法律行為についての代理権を付与されることがある。

【解答】 ○ (876 の 9 I)

(7) 保護者の権限

○: 有, ×: 無

	保護者	権限の種類			
		同意権	取消権	追認権	代理権
未成年者	法定代理人 ※1	○ (5 I)	○ (120 I)	○ (122)	○ (824)
成年被後見人	成年後見人	×	○ (120 I)	○ (122)	○ (859)
被保佐人	保佐人	○ (13 I)	○ (120 I)	○ (122)	×
被補助人	補助人	×	×	×	×